議第9号

平成29年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

平成29年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,882,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、 利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

平成 29 年 2 月 27 日提出

第 1 表									
歳入									
款	項	金額							
1 分担金及び負担金		^{千円} 7, 688, 423							
	1 負 担 金	7, 688, 423							
2 国 庫 支 出 金		2, 158, 888							
	1 国 庫 補 助 金	2, 158, 888							
3 繰 入 金		70,000							
	1 一般会計繰入金	70,000							
4 繰 越 金		1, 167, 176							
	1 繰 越 金	1, 167, 176							
5 諸 収 入		2, 413							
	1 雑 入	2, 413							
6 県 債		795, 100							
	1 県 債	795, 100							
歳	合 計	11, 882, 000							

議第9号 平成29年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

款			項	金	額
県土マネジメ	ント費				11, 882, 00
	1	流域	下水道	費	11, 882, 00
歳	出	合	計		11, 882, 00
				·	

	議第9号 平成	29年度奈良県流域	下水道事業質	費特別会計予算
第 2 表	は が な Ln	/二 · · ·		
	債務負担	. 仃 為		
事 項	期間	限	度	額
補助流域下水道建設事業にかかる契約	平成30年度から 平成32年度まで			3, 408, 000
流域下水道公営企業会計 導入推進事業にかかる契 約	平成30年度から 平成35年度まで			44, 009

議第9号 平成29年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

議第9号 平成29年度奈良県流	域下	別会訂了昇		
第 3 表	県	債		
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
流域下水道事業	_{千円}	証書借入又 は債券発行 による。	年以し直借資て見っい該の8.(利方入に利し後は直率の大きのである。 の た率式れつ率をに、し)のだりである。 の でもの でんしょ いの でんしょ いんしょ いんしょ いんしょ いんしょ いんしょ いんしょ いんしょ い	借入先の融通条件に よる。ただし、県の 財政の都合又は融通 条件により繰り上げ をし、償還年限を短 縮し、又は低利債に 借り換えすることが できるものとする。

議第10号

平成29年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成29年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ194,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 平成29年2月27日提出

議第10号 平成29年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

	第 1 表									
	歳入									
		款		項	金 額 千円					
1	繰	入	金		1, 400					
				1 一般会計繰入金	1, 400					
2	繰	越	金		39, 900					
				1 繰 越 金	39, 900					
3	諸	収	入		153, 500					
				1 県 預 金 利 子	50					
				2 貸付金元利収入	153, 333					
				3 雑 入	117					
		歳	入	合 計	194, 800					

議第10号 平成29年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

	歳と	<u> </u>											
		款							項			金	額
1 農	林	水	産	業	費								194, 800
						1	林貸	業 付	改 善 事	· 資 業	金費		194, 800
		歳			出		合		計				194, 800

議第11号

平成29年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

平成29年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ645,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (県 債)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成 29 年 2 月 27 日提出

議第11号 平成29年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

	第 1 表		歳	Ž ,	大							
	歳	入										
		款					Į	頁				金額
1	使 用	料及び手	数料									442, 113
				1	使			用			料	442, 113
2	繰	入	金									15, 815
				1		般	会	計	繰	入	金	15, 815
3	繰	越	金									18, 106
				1	繰			越			金	18, 106
4	諸	収	入									131, 466
				1	雑						入	131, 466
5	県		債									38, 000
				1	県						債	38, 000
		歳	入		é	ì		章	<u> </u>			645, 500

議第11号 平成29年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

歳	遠 出												
		款						項			金	額	:
1 農	林	水	産	業	費							645	5, 500
						1	中央卸	〕売	市場事	業費		645	5, 500
		歳			出		合		計			648	5, 500

議第12号

平成29年度奈良県公債管理特別会計予算

平成29年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,813,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県 債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成 29 年 2 月 27 日提出

第 1 表	歳 入 歳 出 予 算	示以宋公镇百 <u></u> 年时加云山] 弃
歳入		
款	項	金額
1 財 産 収 入		^{千円} 47, 000
	1 財産運用収入	. 47,000
2 繰 入 金		87, 336, 400
	1 一般会計繰入金	79, 414, 515
	2 特別会計繰入金	7, 121, 885
	3 基 金 繰 入 金	800,000
3 県 債		69, 429, 600
	1 県 債	69, 429, 600
歳	合 計	156, 813, 000

議第12号 平成29年度奈良県公債管理特別会計予算

議第12号	平成29年度分 出	於民県公債官	理特別会計予算				
	款			項		金	額
1 公	債	費					^{手用} 156, 813, 000
			1 公	債	費		156, 813, 000
	歳	出	合	計			156, 813, 000

			議第12号 平成	(29年及佘良県公	·債管理特別会計予算
第2表		県	債		
起債	の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
借	換	69, 429, 600	証書借入又 は債券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。) による。	年8.0%以内	借入先の融通条件に よる。ただし、県の 財政の都合又は融通 条件により繰り上げ をし、償還年限を短 縮し、又は低利債に 借り換えすることが できるものとする。

議第13号

平成29年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

平成29年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ169,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 平成29年2月27日提出

議第13号 平成29年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

			議第13号	平成29年度余月	支県育成3		刊会訂了昇
第1表		炭	え 入 歳	出予算	算		
//////////////////////////////////////	款			項		金	額
1 諸	収	入					^{千円} 169, 500
			1 貸付	金元利山	仅 入		169, 500
	歳	入	合	計			169, 500

議第13号 平成29年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

歳	出					
款				項	金	額
1 教	育	費				169, 500
			1 育成獎	学金貸付事業費		169, 500
	歳	Ш	合	計		169, 500

議第14号

平成29年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

平成29年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,365,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (県 債)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成 29 年 2 月 27 日提出

議第14号 平成29年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

		4号 平成29年度地 1 表	方独立行政 歳						子			(11.3.2)
	蒝	表 入										
		款					J	頁				金額
1	繰	入	金									^{千円} 2, 836, 717
				1	_	般	会	計	繰	入	金	2, 836, 717
2	諸	収	入									1, 148, 083
				1	貸	付	金	元	利	収	入	1, 148, 083
3	県		債									19, 380, 200
				1	県						債	19, 380, 200
		歳	入		é	ì		1	+			23, 365, 000

議第14号 平成29年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

	歳	出		義第14 ⁵									27, 312			会計予算
			款						J	頁				金		額
1	病	院	機	構	費										23	^{手用} 3, 365, 000
						1	病	β	完	機	村	共 円	費		22	2, 216, 917
						2	病	院	機	構	公	債	費]	1, 148, 083
			歳		出		<u></u>	ì		章	+				23	3, 365, 000

議第14号 平成29年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

議第14号 平成29年度地方独立	<u> </u>	.内阮饯博送除稻	E 食 符 別 会 計 丁 昇	
第 2 表	県	債		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病 院 機 構 貸 付 事 業	^{手四}	証書借入又 は債券発行 による。	年以し直借資で見っい該の8.(利方入に利し後は直率の大しり金、直たて見利のがだ見でるいの行お当後のである。	借入先の融通条件に よる。ただし、県の 財政の都合又は融通 条件により繰り上げ をし、償還年限を短 縮し、又は低利債に 借り換えすることが できるものとする。
			の小字	

議第15号

平成29年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度奈良県水道用水供給事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数

11市12町1村

(2) 年間給水量

78,000,000立方メートル

(3) 1日平均給水量

213,699立方メートル

(4) 主要な建設工事

県域水道ファシリティマネジメント推進工事 1,562,989千円

県営水道施設強靭化工事

865,845千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 事業 収益

11,637,298千円

第1項 営 業 収 益

10,419,569千円

第2項 営 業 外 収 益

1,217,729千円

支 出

第1款 事 業 費

10,537,778千円

第1項 営 業 費 用

9,389,135千円

第2項 営 業 外 費 用

1,143,643千円

第3項 予 備 費

5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,260,286千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額184,896千円、県域水道ファシリティマネジメント推進積立金688,012千円、減債積立金60,000千円、過年度損益勘定留保資金2,575,075千円及び当年度損益勘定留保資金1,752,303千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入

882,847千円

第1項 他会計からの助成金

874,977千円

議第15号 平成29年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

第 2 項 雑 入 7,870千円

支 出

第1款 資本的支出 6,143,133千円

第1項 建 設 改 良 費 3,026,063千円

第2項 企業債償還金 3,091,070千円

第3項 国庫補助金等返還金 26,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期	間	限	度	額
県域水道ファシリティマネジメント 推 進 事 業 に か か る 契 彩		30 年 度			727, 193
土木積算システム更新事業にかかる契約	平成30 平成35	年度から 年度まで			37, 187

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外 の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 663,588千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の建設改良のための経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、435,177千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、527,621千円と定める。

平成 29 年 2 月 27 日提出